

## 令和6年度 一般会計歳出 第6款1項1目

受付 番号	種目番号 一	連絡先 委託担当 こども青少年局企画調整課 企画調整係	担当者名 野口 T E L 671-4281
----------	-----------	--------------------------------------	---------------------------

## 設 計 書

- 1 委託名 令和6年度横浜市児童福祉審議会及び横浜市子ども・子育て会議等  
議事録作成委託
- 2 履行場所 関内駅・桜木町駅・阪東橋駅周辺会議室又は横浜市が指定する施設
- 3 履行期間 期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで  
又は期限
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 なし
- 6 現場説明 不要  
要(月 日 時 分 場所)
- 7 委託概要 添付仕様書のとおり

## 8 部分払

する ( 4 回以内)

しない

## 部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)
出張録音テープ起こし (2) 時間 × (16) 回	4月～6月	(32)	時間		
出張録音テープ起こし (2) 時間 × (17) 回	7月～9月	(34)	時間		
出張録音テープ起こし (2) 時間 × (17) 回	10月～12月	(34)	時間		
出張録音テープ起こし (2) 時間 × (17) 回	1月～3月	(34)	時間		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額  
※概算数量の場合は、数量及び金額を( )で囲む

## 委託代金額

¥

## 内訳業務価格

¥

消費税及び

地方消費税相当額

¥

## 內訣書

名 称	形状寸法	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
○横浜市児童福祉審議会 (総会、里親部会、保育部会、児童部会、障害児部会、放課後部会、重篤事例等検証委員会、一時保護所外部評価委員会、児童虐待対応調査委員、特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会)		(134)	時間			
○横浜市子ども・子育て会議 (総会、子育て部会、保育・教育部会、放課後部会、青少年部会)						
○横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議 (計画推進会議、分科会(ヤングケアラー支援に関する検討会))						
合計		(134)	時間			
消費税						
総計						

## 仕様書

### 1 委託名

令和6年度横浜市児童福祉審議会及び横浜市子ども・子育て会議等議事録作成委託

### 2 事業内容

横浜市が指定する以下会議に出張し、録音テープ起こしにより議事録を作成する。作成した成果物については、各会議開催後14日以内に納品する。ただし、年末年始等の休業期間により14日以内の納品が難しい場合等は、納品期限を別途調整することとする。

#### 【該当会議】

- 横浜市児童福祉審議会（総会、里親部会、保育部会、児童部会、障害児部会、放課後部会、重篤事例等検証委員会、一時保護所外部評価委員会、児童虐待対応調査委員、特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会）
- 横浜市子ども・子育て会議（総会、子育て部会、保育・教育部会、放課後部会、青少年部会）
- 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議（計画推進会議、分科会（ヤングケアラー支援に関する検討会））

### 3 履行場所

関内駅・桜木町駅・阪東橋駅周辺会議室又は横浜市が指定する施設

### 4 会議開催日程

開催時間は平日9時から22時までの間の1～3時間程度を基本とし、本市が各会議の委員と調整した日程での開催とする。

### 5 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 6 成果物

出張録音テープ起こしによる議事録（1部）及びデータ納品（CDR）

### 7 成果物の帰属

本契約にかかる成果物の著作権は、本市に帰属するものとする。委託業務の成果物を、他の用途のために複製したり、第三者へ提供したりすることは禁止する。

## **8 秘密の公開の禁止**

受託者が、委託業務の履行に伴い、またはこれに関連して知り得た業務上の資料または知識を第三者に漏洩することは禁止する。

## **9 委託契約代金**

契約金の支払いは、部分検査終了後適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払う。この仕様書に特に定めのない事項及び不明な点は、別途、受託者と協議して決定する。